

議 第 6 号

義務教育の更なる充実を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

国は、教育の機会均等とその水準の維持向上を目的とした義務教育費国庫負担制度により教職員給与費の一部を負担するとともに、小学校における35人学級を計画的に整備することで少人数教育を推進している。

一方、現在の学校現場では、様々な要因・背景により不登校となる児童生徒への適切な支援や、障害のある児童生徒の特性に応じたきめ細やかな指導等、教職員において個々の事情を踏まえた丁寧な対応が求められている。

教職員が、悩みや困難を抱える児童生徒に寄り添って課題の解決を図りながら、十分な教材研究や授業準備を通じて豊かな学びを保障していくためには、安定した財源の下に必要な教職員を確保するとともに、児童生徒一人ひとりと向き合うことのできる環境の整備が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、全ての児童生徒に行き届いた質の高い教育を実現するため、義務教育費国庫負担制度を引き続き堅持するとともに、少人数学級を一層推進するなど、義務教育の更なる充実を図るよう強く要請する。